事務処理ミスの月次公表

No	発生日 （判明日）	所管室課	概要	個人情報漏えいの有無	事務処理ミスの原因	再発防止策	問合せ先電話番号
1	平成25年７月頃 （令和８年８月４日）	都市魅力部 文化スポーツ推進室	吹田市民プールにおいて、平成25年（2013年）７月１日から令和８年（2026年）８月４日までの夏期プール期間（７月１日から８月31日まで）、一部の市外利用者から超過使用料（※延長料金）を誤徴収していたことが判明したもの。	無	吹田市民プールの市外利用者の使用料は、市内料金の10割増しとすることを吹田市民プール条例にて定めているが、平成25年度以降、中学生以下の市外利用者のうち、超過使用料が発生した者に対して、正しくは１時間当たり140円のところを誤って150円を徴収していた。市においても、提出を受けていた報告書のチェックが不足していた。	指定管理者に対し、改めて運営スタッフへの周知を行い、明瞭な料金表を作成するよう指示するとともに、市・指定管理者両者が定期的な内部チェックを実施することにより、再発防止に努める。	06-6384-2394 （内線2674）